



令和4年6月24日

担当課	こども家庭課
担当者	高岡・岩崎・原田
電話	(073) 435-1219
内線	(5280)

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1 対象者

【ひとり親世帯分】

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要）
- ② 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（要申請）
- ③ 家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方（要申請）

【ひとり親世帯以外】

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象
- ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する方（要申請）

- 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- 令和4年1月以降の家計急変者と認められる方

2 給付額

児童一人当たり一律5万円

3 申請方法

令和5年2月28日（火）＜消印有効＞までに申請書を郵送または持参
（申請先）〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市こども家庭課（東庁舎2階）

4 支給時期及び支給方法

- ・ひとり親世帯①の対象者には、6月27日に支給予定です。
- ・ひとり親世帯以外①の対象者には、7月8日に支給予定です。
- ・それ以外の対象者については、7月1日から申請受付を開始し、可能な限り速やかに支給します。（要申請分）
- ・支給方法は原則、金融機関の口座に振り込みとなります。

5 問合せ先

厚生労働省コールセンター
（電話番号）0120-400-903（平日9時から18時）